

交通政策審議会 観光分科会

平成19年2月23日（金）

【門野観光政策課長】 お時間もまいりましたので、ただいまから交通政策審議会観光分科会を開催いたしたいと思えます。

本日は、委員の先生方におかれましては、大変お忙しい中を当分科会にご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、観光政策課長をいたしております門野と申します。後ほど谷野会長に議事進行をお願い申し上げるまでの間、進行を務めさせていただきたいと存じます。

まず初めに、定足数でございますが、交通政策審議会令8条によりますと、委員の過半数をもって会議の定足数となります。本日は、委員総数15名のうち8名の委員の方、ご出席をいただいておりますので、本分科会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、時間の関係もございますので、お手元に委員名簿を配付させていただいておりますが、新任の委員の方のみご紹介を申し上げたいと存じます。

まず外務省特命全権大使でいらっしゃいます平林委員でいらっしゃいます。

【平林委員】 よろしくお願ひいたします。

【門野観光政策課長】 なお、本日、船山委員におかれましては、代理のご出席でございまして、英事務局長にご出席をいただいております。

【船山委員代理】 英です。よろしくお願ひいたします。

【門野観光政策課長】 また、岡本委員、幸田委員、小島委員、佐藤委員、二井委員、西村委員、ご都合によりご欠席でございます。

それでは、続きまして望月義夫国土交通副大臣よりごあいさつを申し上げます。副大臣、よろしくお願ひ申し上げます。

【望月副大臣】 きょうは分科会の諸先生方、ほんとうにお忙しいところをこのようにご出席いただきまして、大変ありがとうございました。皆様方に心から厚く御礼申し上げたいと思えます。

政府は、2010年までに、我が国に外国人旅行者の方に1,000万人来ていただきたいというビジットジャパン計画を計画しているわけでございまして、昨年、前年に比べて60万人多い733万人、700万人を超したのは初めてのことでございまして、あらゆ

る分野の皆様方がいろいろな知恵を絞ってご協力していただいているおかげであるということ、心からまずもって感謝申し上げたいと思います。

そしてまた、こういうことによってアジアの活力、成長力を我が国に呼び込むということにとっても、こういったことは我が国にとって大変大切なことであると認識をしているところでございます。

また、安倍総理がアジア・ゲートウェイ構想を打ち出しておりますけれども、その中で、今後5年間に我が国における主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばして、アジアにおける最大の国際会議国にしていきたい。国際会議だとか国際文化、スポーツ、いろいろなことを通してアジアの皆さんに来ていただき、我が国がアジアとヨーロッパ、アメリカの中継ぎをするといいますか、中心的な存在になっていこうということでございます。

また、昨年の12月13日に観光立国推進基本法が成立したわけでございますけれども、まさにこの中に推進基本計画を策定するという規定がございます。今日の皆様方のお知恵を拝借して、これを推し進めていきたい。そういった意味では、この会は大変重要な会でございます。ぜひひとつ、そういったことで、今日の会が実り多き会になりますように心からお祈りさせていただきまして、私の冒頭のごあいさつにかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

**【門野観光政策課長】**      ありがとうございました。

なお、望月副大臣は所用がございますので、ここで退席をさせていただきます。

**【望月副大臣】**      申しわけございません。

(望月副大臣退席)

**【門野観光政策課長】**      それではマスコミの方、恐縮でございますが、ご退室、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、続きまして配付資料について確認をさせていただきたいと思います。資料が幾つかございます。資料1が委員の方々の名簿。資料2が分科会の運営規則でございます。資料3、交通政策審議会に対する諮問について、資料4が横の分厚い冊子になってございますが、基本法・基本計画の概要という資料がございます。さらに資料5でもちまして、「観光立国実現に向けた取組みの進捗状況と具体例」と書いた冊子がございます。資料6が法律でございます。以上の資料、おそろいでございましょうか。もし、何かございましたら、事務局にお申し出をくださいませ。

それでは、谷野会長、恐縮でございます。以後の議事をよろしくお願い申し上げたいと

存じます。

【谷野分科会長】 谷野です。雨の中を大変ご苦労さまでございます。

それでは早速議事に入りたいと存じますが、議事に入ります前に、本日の進行について若干ご説明したいと思えます。議事次第にございますように、議題が3つございまして、第1番目は観光立国推進基本法・観光立国推進基本計画について、第2番目が、観光立国の実現に向けた取組みの進捗状況と具体例、3番目がその他となっております。ただいまの1と2は、お互いに関連しておりますので、一括で審議をお願いいたしたいと存じます。

それでは、以下議事に入りたいと思えます。議題1、観光立国推進基本法・観光立国推進基本計画についてでございますけれども、観光立国推進基本法第10条第3項の規定に基づきまして、国土交通大臣から当審議会に対しまして諮問がなされておりますので、国土交通省からその内容についてご説明をいただきたいと思えます。そして、議題2、観光立国の実現に向けた取組みの進捗状況と具体例についてもあわせてご説明をお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

【水嶋観光政策推進室長】 それでは、私どものほうからご説明をさせていただきたいと思えます。私は、国土交通省で観光政策推進室長を務めさせていただいております水嶋と申します。よろしくお願ひいたします。

ただいま谷野会長のお話にもございましたように、資料3にございますが、観光立国推進基本法第10条第3項において、国土交通大臣は交通政策審議会のご意見をいただいて、観光立国推進基本計画の案を作成するということになっております。

本日はその件に関してご審議をちょうだいするということでございますが、私どものほうで用意させていただきました資料を簡単にご説明させていただきまして、ご審議の材料としていただければと思えます。

資料4につきまして、基本法と基本計画の概要、資料5で観光立国実現に向けた取組みの進捗状況と具体例という2種類の資料をご用意させていただいております。法案と基本計画の中身そのものに入ります前に、よろしければ、この資料5を用いまして、現在の観光政策の進捗状況と具体例について、まず簡単にご説明を申し上げたいと思えます。

まず初めに、現在日本の観光を取り巻く概況でございますけれども、1ページをおめくりいただきますと、訪日外国人旅行者数の推移について書かれてございます。先ほど副大臣のごあいさつの中にもございましたのですが、2006年は訪日外国人旅行者数が730万人を超え、過去最高値を達成ということで、733万人、対前年比で9.0%の増とい

うこととでございます。

2 ページでございますが、具体的な国・地域別の訪日外国人旅行者の割合ということでございます。韓国からは初の200万人台突破ということで、212万人、対前年で非常に大きく数字が伸びているということでございます。以下、台湾から131万人、中国から81万人、アメリカから82万人という形になっておりまして、アジアからの旅行者の方が非常に多いという数字になってございます。

3 ページ目は、今、2010年1,000万人ということを目指しているわけですが、それに向けてのロードマップということでございます。2010年1,000万人のためには今後、年平均8.1%増のペースで訪日外国人の旅行者数が伸びていかなければならないということでございます。

次に4 ページでございますが、こちらはいわゆるアウトバウンド、日本人が海外に出かけていく、その旅行者数の推移についての資料でございます。2006年の速報値ですが、対前年比0.8%の増ということで、1,753万人と、過去の最高値は2000年の1,780万人ということでございますが、一時期、イラク戦争やSARSなどで落ち込んでおりましたが、回復基調にあるということでございます。

5 ページは、今度は国内の状況でございます。国民の国内旅行消費額、国内宿泊観光旅行回数の推移ということで、青い棒グラフが国民の国内旅行消費額ということでございます。約21兆円ということで、ほぼ横ばいということでございます。赤い折れ線が1人当たりの国内宿泊観光旅行回数ということでございますが、2005年は愛・地球博などの関係もございまして、微増傾向にあるということでございます。

6 ページ以降につきましては、観光立国推進基本法の中に掲げられております4つの施策の柱がございまして、その4つの施策の柱ごとに、主に今まで私どもが取り組んできた施策の内容をご紹介させていただいております。

まず6 ページから12 ページにかけては、魅力ある観光地の形成の関係で資料をご用意させていただいております。6 ページは国際競争力のある観光地づくりのモデルとなる先進的な取り組みの支援とご紹介ということで例を掲げさせていただいております。

1 枚おめくりいただきますと、私どもが進めております観光ルネサンス事業というもののご説明の資料でございます。これは民間主体の地域観光に対する振興の取り組みについて支援をしようということでございまして、地方自治体のみずから行う取り組みと密接に連携して、民間主体の地域観光の振興策を支援してまいりたいというものでございます。

次の8ページには、その具体的な案件の地図を添付させていただいております。18年度の継続案件が11地域、新規案件が8地域となっております。

9ページでございますけれども、全国の各地域におきまして、さまざまな観光を中心としたまちづくりが行われているわけでございますが、国土交通省でその代表的な事例を集めまして、昨年8月に地域いきいき観光まちづくり100という形で冊子にまとめて公表させていただいたということのご紹介でございます。

10ページは、サービス産業創出支援事業という事業による地域振興の支援策のご紹介でございます。詳細は省略をさせていただきます。

11ページも中小企業のご紹介でございますとか、地域の観光資源を活用した観光・集客サービスの競争力向上支援策というもののご紹介でございます。

12ページは産業観光のお話でございます。産業を活用した観光、あるいは産業に関連する施設その他を見ていただくということで、産業観光と言われているわけでございますけれども、その関係で産業観光推進懇談会を設置いたしまして、昨年10月に第1回会合を開催したというご報告でございます。

13ページ以降は、2つ目の柱でございます、観光産業の国際競争力の強化と観光の振興に寄与する人材の育成ということのご紹介でございます。13ページは宿泊産業活性化のための実証実験ということでございまして、黄色で「泊食分離」という言葉が書いてございますけれども、宿泊と食事を分けて、さまざまな宿泊体験をしていただくような実証実験の取組みなどを通じて宿泊産業の活性化を行っているということでございます。

14ページは人材のご紹介でございます。左上に観光関連学部・学科の入学定員ということで、棒グラフがついてございます。これは高等教育機関において観光を専門にする方の定員がどのような形で伸びてきたかというものを示しているものでございまして、2006年には入学定員の合計は3,000人となっているということで、大幅に伸びていることを見ていただけるかと思えます。

15ページでございますが、同じく人材のご紹介でございます。左側では、通訳ガイド制度の改善に向けた取組みの状況でございますとか、また、地域の観光をどのようにマネージしていくかということで、観光地域プロデューサー事業を19年度の予算で要求をして、新しい制度が今できつつあるところでございますが、そういったもののご紹介でございますとか、また、観光カリスマというものを私どものほうで選ばせていただきまして、その方々の体験談をもとに観光カリスマ塾を全国で開催して、各地域の人材の育成のお役に立

ていただくようにという取組みをご紹介します。

16ページから22ページにかけては、次の柱でございます国際観光の振興についてのご説明でございます。まず16ページは、訪日外客1,000万人の目標達成に向けた具体的な取組みということをご紹介させていただいているところでございます。詳しくにつきましては、お時間の関係で省略させていただきますが、例えば目標達成に向けた施策のポイントということで、2つ目の丸でございますが、新たな取組みとして、MICEの誘致を通じた交流拡大のための事業ということで、国際会議、国際文化・スポーツイベントなどの活用を通じた国際観光の振興でございますとか、あるいは非常に大きな問題となっておりますのは、中国からお見えになる外国人観光客の皆さんに対するビザの発給の問題でございますが、下から4つ目の丸でございますけれども、中国における訪日団体観光査証発給の全土拡大に伴う査証発給公館の拡大ということで、重慶の総領事館を追加しているという取組みのご紹介でございます。また、右上に日中韓観光大臣会合のご紹介がございます。昨年の夏に北海道で3カ国の観光大臣が一堂に会して、観光交流の促進についての議論を行ったということでございます。

17ページでございますが、国際会議の誘致に向けた取組みということで、これは昨年の9月の安倍総理の所信表明の中で、今後5年以内に主要な国際会議の開催件数を5割以上伸ばし、アジアにおける最大の開催国を目指すという決意の表明がなされたところでございます。また、その具体的な取組みといたしまして、昨年の10月に関係省庁、関係団体で連絡協議会を設置したということでございまして、本年6月に向けて国際会議開催件数の目標達成に向けたアクションプランづくりを行ってまいりたいということでございます。

18ページにつきましては、青少年交流についての具体的な取組みをご紹介します。

19ページにつきましては、文化・スポーツを活かした交流についてのご紹介をさせていただきます。

20ページは、国際観光に関する受け入れ環境の整備、外国人の方にとって旅行しやすい環境づくりについてのご説明でございます。出入国手続の迅速化でございますとか、外国語テレビ放送等多言語による情報提供の促進でございますとか、あるいは海外で発行されたクレジットカードの利便性向上について、ご紹介させていただいております。

21ページは外国人の方のご意見を実際に賜ろうということで、外国人から見た観光ま

ちづくり懇談会を昨年開催させていただいたということのご紹介でございます。

一方で、22ページでございますが、これは逆に日本人のアウトバウンド、日本人の海外旅行の促進・円滑化の取組みのご紹介でございます。1つには、地方空港における国際旅客ネットワークが拡大しているということでございますとか、先ほど日中韓の観光大臣会合をご紹介させていただきましたが、その中で、左下のほうにございますが、2010年までに日中韓域内の観光交流1,200万人を1,700万人以上に拡大するということでございますとか、あるいは昨年の日中首脳会談で、2007年の日中間の相互訪問、年間500万人以上を目指す、これはもちろんインバウンドとアウトバウンドの両方を含んでいるわけでございますが、このような取組みがなされているということでございます。

23ページ以降は、4つ目の柱でございます、観光旅行の促進のための環境の整備についてのご紹介でございます。左側に大人の休暇策ということで、年次有給休暇の取得促進、また、右側は子供の休暇の問題ということで、二学期制導入による長期休業日の分散化の例などについて、ご紹介をさせていただいております。

24ページも観光旅行の促進のための環境の整備ということで、事例をご紹介させていただいております。

25ページでございますが、これは少し違った角度からの環境の整備ということで、「ニューツーリズム」旅行商品の創出・流通促進というご紹介をさせていただいております。長期滞在型とか、あるいはヘルスツーリズム、文化観光でございますとか、新しい形態の旅行、「ニューツーリズム」と呼ばれておりますが、そういった旅行商品の充実を図り、またその流通を支援していくための取組みについて、ご紹介をさせていただいております。

26ページにはラグジュアリーなマーケットについての調査でございますとか、あるいは国際的に非常に人気があるとされており、日本のアニメを活用した国際観光交流の拡大に関する調査について、ご紹介をさせていただいております。

27ページは長期滞在型旅行の普及促進への取組みということで、これは実際に昨年の夏に九州でモニターツアーを実施いたしました。そのご紹介でございます。

28ページでございますが、政策の前提となる観光統計の整備が重要ではないかということが指摘されてまいったわけでございますが、観光統計の整備についての取組みについて、ご紹介をさせていただいております。

以上が現在の観光立国に向けた施策の進捗状況と具体例ということでございますが、次に資料4をお開きいただければと思います。観光立国推進基本法と観光立国推進基本計画

の概要ということでございます。

まず1ページでございますが、これはもともと観光基本法という法律がございましたが、その法律が制定された1963年の時代背景について、ご説明をさせていただいているものでございます。昭和38年に制定されました観光基本法が今回改正をされたということでございまして、昨年12月に全会一致で観光立国推進基本法が成立いたしまして、本年1月1日から施行されているということでございます。

では、法案自体がどのように変わっているかというご紹介でございますが、それが2ページ目以降の資料でございます。観光基本法から観光立国推進基本法へということでございますが、まず題名が観光基本法からこのように変わっているということと、あと、中身の章立てについても、もともと観光基本法は左側のような整理になっておりましたのが、右側のような形になっているということでございます。

3ページから9ページにかけては、もともとの法律と新しい法律の条文を対照した資料でございます。左側が従前の観光基本法でございまして、斜字になっております部分ですが、今回言葉遣いとしては改められた部分でございまして、右側のほうが新しい観光立国推進基本法の条文でございまして、青い字で書かせていただいておりますところが新しいワーディングでございます。特に特徴的なものにつきましては赤字で表示をさせていただいております。例えば、3ページ、上から2つ目のパラグラフで、「少子高齢社会」という言葉がございます。3つ目のパラグラフには「観光旅行者の需要の高度化、少人数による観光旅行の増加」ということで、今日的な状況の変化を反映させた法律の条文になっているということでございます。

4ページも同じような内容になってございまして、新しい内容について、青い字、赤い字で表記をさせていただいております。

5ページでございますが、例えば左上の(6)でございますけれども、古い法律ですと、地方公共団体の施策又は責務ということで、「地方公共団体は、国の施策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない」と書いてあったわけでございますけれども、現在の地方分権の流れを受けまして、例えばこの右上の①のところでございますけれども、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、観光立国の実現に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、自主的かつ主体的に、その地方公共団体の区域の特殊性を生かした施策を策定し」ということで、こういったところにも、今日的に法律の中身が見直されているということをごらんになっていただければいいのではないかと思います。



(7)の住民の役割、(8)の観光事業者の努力といった内容は、今回新たに入っている部分でございます、(10)の観光立国推進基本計画というのが後ほど出てまいります、まさに今回の新しい法案の主な内容となっております。

以下、6ページ、7ページ、新旧の対照の条文のご紹介を以降させていただいているところでございまして、例えば8ページでございますと、食文化その他の生活文化、あるいは産業、高齢者、障害者、その他特に配慮を要する観光旅行者、あるいは情報通信技術を活用した観光に関する情報といった概念が新たに規定されています。9ページにおきましても、新たな観光旅行の分野の開拓でございますとか、観光地における環境及び良好な景観の保全などについて文言が入っているということでございます。

10ページは新しい法律の体系を図で表示させていただいたものでございまして、施策の4つの柱、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成、観光産業の国際競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成、国際観光の振興、国内外からの観光旅行の促進のための環境整備といったものを通じまして、最終的に観光立国を実現してまいりたいということです。「住んでよし、訪れてよしの国づくり」を進めてまいりたいということでございます。

11ページ、12ページには、衆議院及び参議院における決議をご紹介させていただいております。法案の審議の際の決議でございますが、例えば11ページの一でございますけれども、「本法に基づく観光立国推進基本計画の策定に当たっては、観光行政強化の観点から関係各省庁が密接な連携の下に施策を講ずることを旨とするとともに、その作成過程で幅広い関係者の声を反映するよう努めること」というご指摘をいただいているところでございます。

12ページは、参議院における附帯決議ということでございまして、基本的に同じ内容になっているわけでございますが、七のところ、「高齢者・障害者等移動制約者の円滑な移動の確保に資する施策を一層促進するとともに」という部分が加えられているということでございます。

13ページでございますが、先ほど来、出てまいっております観光立国推進基本計画の構成についてご説明をさせていただいております。第10条の規定に基づきまして、観光立国推進基本計画を策定するということになっておりますが、その中身といたしましては、まず観光立国の実現に関する施策についての基本的な方針を定めなさいということになっております。また、観光立国の実現に関する目標と、3番目といたしまして、観光立国の

実現に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策を定めなさいということで、具体的な項目といたしまして、先ほど来、出てまいっております4つの項目と、さらにそれをブレイクダウンした内容が法律の中に規定されているということでございます。こういった構成に従いまして、基本計画を今後策定してまいる必要があるということでございます。

最後の14ページでございますけれども、観光立国推進基本計画作成のスケジュールについてご紹介をさせていただいております。1月1日に観光立国推進基本法が施行されました後に、1月19日に全閣僚のご出席のもとに、観光立国関係閣僚会議を開催していただきました。こちらの場におきましては、総理と官房長官から、基本計画については国土交通大臣が案を作成するという事になっているけれども、各大臣もこれにしっかり協力するよというお言葉をちょうだいしているところでございます。

その後、私どものほうから各都道府県、観光関係の団体の方々、あるいは関係各省庁にこの法案と基本計画の策定についてのご説明を順次行っているところでございまして、特に2月2日以降、各ブロックごとに地方での説明会を順次開催し、私どもが実際に地方にも出向きまして、ご説明をさせていただいているところでございます。今後、各地方自治体、あるいは関係団体の皆様からの意見を集約していくということでございます。

3月、4月にかけて本文書の調整を行いまして、また5月、6月ごろには、改めましてこの案をもとに、この観光分科会の委員の皆様方にもご審議をいただいた上で、最終的に閣議決定という形で計画の策定を行ってまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

**【谷野分科会長】** どうもありがとうございました。

ただいま事務局からご説明がありましたように、今後、国土交通省で地方を含めた各界各層のご意見をいただきながら進めていくということでもありますから、そういったことも参考にされて、きょうの本題の基本計画案が作成されていくと考えますけれども、今後、基本計画案の作成に当たって、どんな点を配慮したらいいかということをご本日、ご出席の各委員からもご意見を賜ればと思います。よろしく願いいたします。

どうぞ。

**【江頭委員】** それでは、皮切りですが、経団連で観光委員会を担当しております江頭でございます。昨年の12月に観光立国推進基本法が成立し、大きな柱ができたことを大変喜んでおります。また、今回それに基づいて基本計画をつくる過程で、このように我々の意見を聞いていただけることも大変嬉しく思っております。現在、経団連観光委員会と

しましても、この基本計画に盛り込んでいただきたい項目を検討しております。近々要望事項等、意見をまとめる予定ですので、よろしくお願い致します。

きょうは、この基本計画に関連し、その推進体制について2点、要望したいと思います。

まず1点目は、現在ビジット・ジャパン・キャンペーンの実施本部事務局があり、そこには予算が設定され、これまで培った貴重なノウハウもできているかと思います。一方、きょう、中村理事長も出席されておりますが、JNTOは長年にわたって海外での経験を持たれ、国際観光の振興に向け非常に活躍してこられました。このように2つ組織がありますが、海外プロモーションの機能強化という意味では、それぞれの長所を生かす形で2つの機能を一本化したほうが、より機能強化され、大きな仕事ができるのではないかと思います。是非本件についてご検討をお願いしたいというのが1点目です。

2点目は、この基本計画とは直接の関係はないかも知れませんが、先ほどご説明がありました、今回の基本法の附帯決議、11ページの8に、「各省庁の横断的な英知を結集しながら、総合的、効果的かつ効率的に行い、行政改革の趣旨を踏まえて、観光庁等の設置の実現に努力すること」と書いてあります。国土交通省の観光に関わる皆様にこれまで大変ご尽力頂き、ここまで来ました。しかし、日本の全体のこれからの観光を長い目で見ますと、観光庁といった形で、明確に観光を目的した組織があった方が、より強力に推進できると思います。すぐにできるとは思いませんが、長い目でぜひ検討していただきたい。以上2点であります。

**【谷野分科会長】** どうもありがとうございました。体制の一本化の話と、役所の縦割り行政の話と、貴重なご意見ありがとうございました。

私も、役所を離れて6年になりますけれども、例えば在外の大使館、総領事館でビザを出すでしょう。在外公館でも、大きい大使館、総領事館には入管から来られた方がいらっしゃって、この人達が責任を持って審査し、日本渡航のビザを出す。ところが、成田へ来ますと、あなたは入管を認められない、回れ右して帰りなさい、という事例が結構あるんだそうです。あの入管のデスクを超えて日本へ入ることを認められるかどうかというのは、これは入管行政の権限。デスクにたどり着くまで（ビザの発給）は、これは大使館、すなわち外務省の権限。私がインドで大使をしていたとき、日本に行った国会議員が入国の際、お付きの秘書官だけ、成田で入国できなかった。くだんの国会議員は帰国後大使館に怒鳴り込んで来た。しかし、入管に入国拒否の理由を照会しても教えてくれない。このようなケースが時々あるのか聞くと「そうです。しかし、いちいち外務省へ連絡などできない。」

旨諸外国がどうなっているのかわかりませんが、今の話を伺って、そんなことを思い出しました。勿論、在外公館でも目こぼしがありましようから、例外的に、成田で入国を止めるというケースがあってもよいとは思いますが、でも、その場合も当該案件について、情報は法務省（入管）、外務省で共有されるべきです。ありがとうございました。

どなたか。はい、どうぞ。

【富澤委員】 私、観光をめぐる展開というのか施策は、この10年というか、特にこの3年、目覚ましいほど進歩があったと受けとめておりまして、それは市民の意識の高まりというんですか、国土交通省のご努力もあるんでしょうけれども、特にそれを受けた各地域の地方公共団体、市であるとか県であるとか、それぞれ観光の部門をつくって熱心に取り組んでいる。それが広がって、メディアの露出も非常に多くなりましたし、それが多分、総合的に広がって、市民が観光というものに非常に目を向け出したのではないかなと評価をしているんです。

そういう中で、具体的にちょっと気になっていることが2つございますので申し上げたいんです。1つは、かつての四十数年前の観光基本法ですか、このときと比べると、世界の情勢も日本の情勢もえらい変化をしていて、40年前というのはまさに冷戦構造の中で日本があったわけですが、そういうものが崩れて、今、民族主義というんですか、特にアジアの台頭が非常に目覚ましいわけで、その中から安倍総理の言うアジア・ゲートウェイ構想なんか出てきているんだと思うんです。

私はその中で一番注目しているのは、文化の力というんですか、文化力という言葉も最近出ておりますけれども、その競争が各国の中で始まっているということでありまして、これは各国の経済が大競争時代の中で非常に伸びて、生活が豊かになったということの背景の中で、それぞれの国、それぞれの地域が非常にアイデンティティーを主張する。それが多分文化を競い合うという時代になっているのではないかな。それがまた観光にも大きく反映しているような気がするものですから、それが魅力になって、あの国へ行ってみたい、あの地域へ行ってみたいというインセンティブになっていると思うので、その辺のところをいかにこれから取組んでいくかという視点が要るなということがあります。

もう一つは、景観といいますけれども、環境の問題が非常に気になっておりまして、例えばアジアの人たちが、関西空港なんかへ入ってきて、まず京都へ行く。金閣寺に行って、「みんな金だぜ」とか言ってすごく驚いていますけれども、その後必ず行くのが、バスで富士山を見に行くんです。やっぱり富士山というのはきれいで、大変な魅力がある日本の

宝だと思えますけれども、ちょっと近づいてみると、ごみだらけ。中腹までごみを捨てたり、不法投棄の山だということで、多分そういうことがユネスコの世界文化遺産にもなかなか登録されない理由ではないかと思うわけです。

そういう問題、特に屋外広告の問題なんかも、ここに書いてありますけれども、やっぱりけばけばしい広告というのは、人間の感性を変に刺激してよくないんですね。ああいうものをどうにかいろいろな形で変えられないものかということのをいつも考えておまして、もちろん都市の中でいろいろな広告がたくさんあって、そういうところもあってもいいんですが、安倍総理が言ったように、「美しい国日本」というからには、新しい美しいものをつくるんじゃなくて、日本の美しいものを残す、あるいはそれを際立たせることができるようなシステムづくりをぜひ、そういう視点でこの基本計画の中に取り入れてほしいなと思っております。

以上です。

【谷野分科会長】      ありがとうございました。

ほかにどなたか。廻委員。

【廻委員】      観光振興の目的には、従来言われておりますように2つあると思うんです。経済効果をねらったもの、2つ目は社会効果をねらったものです。

観光のソフトパワーというものに最近、非常に注目されているわけですが、私はこの観光立国推進基本法・基本計画の中にぜひ、世界における日本のイメージ、ポジショニングの向上を観光でなし遂げるということを、どういう形でかは別ですが、加えていただきたいと思います。日本のイメージの焦点が合っていないといいますか、輪郭がぼやけておりますので、これを、いい意味である程度明確にするということです。

2つ目には、ある程度日本の正しいイメージを可視化するというか、目に見えるような形にし、皆に同じイメージを抱いていただけるという方向に持っていくことが大切です。そのために、先ほど富澤委員がおっしゃいましたように、景観整備とか、あるいは文化の発信といったことは必要になってくると思います。大切なことは、何のために観光を振興するのかを明確にすることです。私は経済効果以上に社会効果が大切だと思っております。その社会効果をあげるためといいますか、日本のイメージをはっきりさせ、日本のソフトパワーをより効果的なものにするためにも、観光の果たす日本のPRの役割を何らかの形で記載していただければと思います。

【谷野分科会長】      どうもありがとうございました。日本からの発信ということですね、

日本のイメージをどう海外に発信するかということ。大切なポイントだと思います。

平林委員。

【平林委員】 新参で僭越でございますが、橋本内閣で幾つか審議会を担当しまして、主催者側に座ったことはあるのですが、委員側に座ったことは初めてでございます、よろしくご指導いただきたいと思ひます。

私、フランスから帰りましたが、観光大国フランスということに強く印象づけられておりました。6,000万人少々の人口で、7,000万人以上の、観光客が海外から来るのです。すばらしい文化遺産、景観もございますし、ヨーロッパ大陸の真ん中にある、あるいは通過地にあるというメリットもあるのですが、私の見るところ、政府の取組みが断然積極的だということでございます。

そこで、二、三点申し上げたいと思ひます。まず政府の取組みでございますが、国土交通省の皆様方をはじめ、大変敬意を表します。ビジット・ジャパン・キャンペーンは小泉前総理がお始めになったわけでございますが、ぜひ安倍総理にも、アジア・ゲートウェイもよろしいのですけれども、このビジット・ジャパン・キャンペーンで先頭に立っていただきたい。総理は最近、地方を訪問されておられますし、外国も時々おいでになります、ぜひ総理が小泉前総理の後を継いで、先頭に立っているというイメージを内外にお示しいただきたい。

2番目に、観光大臣としての国土交通大臣のビジビリティというのでしょうか、目に見えるように一層のご活躍を期待したいと思ひます。

3番目に、これは地方の関係になります。私、寡聞にして存じませんが、地方は一生懸命やっておられるようですが、各地方公共団体におかれては、観光局とか観光部とか、そういうものを目に見える形でおつくりいただきたい。また、各地に観光案内所、その地方の公共団体や政府の観光案内所を目に見えるところにたくさんおつくりいただく。予算はかかるかもしれませんが、必ず元はとれると思ひています。

外国への働きかけについて、3点申し上げたいと思ひます。既にやっておられますが、外国の観光業者に対する働きかけを強める必要がある。端的に言いますと、皆様方、フランスでもやっていただきましたが、安くて魅力的なパックスツアーをどんどん開発していただいて、外国の観光業者のプログラムに入れていただくということをさらに一段とおやりいただければと思ひます。

ガイドブックも韓国語、中国語、間もなくフランス語もできるのですけれども、ガイド

ブックも少し補助してでもいいから、それぞれの国の言葉でつくるように働きかける必要があるかと考えております。外国の観光業者への働きかけが第一点です。

2つ目は、メディアへの働きかけです。外で見えていますと、CNN上に一昔前はマレーシアの観光CMが良く放送されました、「アジアはマレーシア」と語呂合わせをしまして、マレーシア・エージアとか何とかやっていました。そのうちにCNN上でのCMは、タイが始め、今クロアチアがやり、インドがやっております。私はCNNとかほかの国際的なメディアにCMを出すと、お金はかかるのだらうと思いますが、やっていただくメリットは非常に大きいと思うのです。これは各国の人々に直接働きかけるということなのですが、CNNのようなメディアを見るのは、質の高い方々なのです。視聴者としては、それぞれの国で金銭的にも豊かで質が高い方が総じて多いのでございます。私、観光客の数を増やすのも大事だと思いますが、質の高い方々にもっと来ていただいて、そういう方々の影響で波及効果をねらうということがいいのではないかと考えています。そういう意味では、CNNその他国際的なメディアを通じて、廻委員がおっしゃいましたが、日本のイメージを普及させる努力をお願いしたい。

ついでにメディアについて言いますと、ヨーロッパでもそうなのですが、依然として「日本は物価が高い」というイメージなのです。大分実態が変わってきたと思います。円安になりましたし、バブル崩壊後の十数年で随分様変わりしましたが、依然として「日本は高い」というイメージがありますので、これを何とか抜本的に改める努力をする必要がある。

3番目に、NHKが各国の世界遺産を紹介してくれていますが、日本の世界遺産を含め、日本の文化遺産をテレビを通じて各国に知らせていただければと考えます。

観光業者、あるいはメディアへの働きかけに続きまして、旅行者それぞれに働きかけることも必要と思います。ホームページ、JNTOその他やっておられると思いますが、ホームページを充実していただくこともよろしいと思います。

もう一つ指摘申し上げたいのは、太陽や青い海や青い空を強調するというのも大事だと思います。ヨーロッパ人を見ていると、大半はそれに引かれていくのです。したがって、質の高い文化観光とか、そういうものは別なのですが、大量にお客さんを招こうと思います。青い海と豊かな太陽とか輝く太陽が大事なのです。これは沖縄振興にもなりますので、ぜひ日本もそういうものがあるのだ、東南アジアのプーケットとかマレーシアの何とかだけじゃないのだということをPRする必要があるかと考えております。

最後に具体的な提案なのですが、私、今、査察使というのをやっています、つい最近、

北京の大使館とか上海などの総領事館を回ってまいりましたが、査証事務が大変なのです。今、谷野委員がおっしゃいましたけれども、一日に何千人もの申請をさばいておりますが、査証官が足りないのです。外務省は一生懸命やっておりますが、圧倒的に足りない。したがって、私の外務省への提言の1つは、査証ボランティアシステムを導入するということなのです。実は領事ボランティアシステムというのがありまして、商社その他、海外生活が豊かな方で、引退された、能力も健康もある、お金もあるから給料はあまり問題じゃない、お役に立ちたいという方々を領事ボランティアということで在外公館に配置しています。数少ないのですが、こういう方が困窮邦人とか旅行者、精神病の方々など、海外で困っている方々と接して、ものすごく効果的な働きをしていただいています。私は、外務省や法務省の入国管理局その他、査証事務をやった経験の豊かな人の中で、引退後も意欲のある人がいると思いますので、査証ボランティアシステムを導入すると。これは外務省、法務省の問題かもしれませんが、国土交通省にも大いに関係がございますので、ぜひ支援をお願いしたいと考えています。

ちょっと長くなって、初めてなのに恐縮でございますが、幾つか日ごろ思っていることを申し上げました。

【谷野分科会長】 いろいろ具体的なお話をありがとうございました。中村委員の手も上がっていますが、レディーファーストで鳥飼委員どうぞ。

【鳥飼委員】 恐れ入ります。ビジットジャパンキャンペーンが始まりましたから、随分いろいろな分野で観光推進が進んだと感じております。実際に外国からのお客様を案内してみましても、一昔前とは随分違って、案内しやすくなった。歌舞伎座に連れていきましたが、私が四苦八苦しながら歌舞伎の説明をする必要がなく、イヤホンを借りれば、すばらしい英語での歌舞伎を楽しむことができるということで、いろいろな意味で整備されてきたこと、そしてそれが今回、より総合的な形で基本計画がなされるということは、非常にうれしいことだと思っております。

あとは欲を言えばということで、先ほど平林委員がおっしゃったことで思いついたことですけれども、以前も申し上げたかもしれませんが、ホームページの充実というのが、もちろんJNTOはきちんとなさっているわけですが、何か例えば外国から地名を打ったときに、その場所の説明であるとか、あるいは宿泊先であるとかというような詳しい説明が出るような何かリンクを考えられないだろうか。逆にこちらから外国に行きますときには、相当程度のことがもうウェブでできますよね。どこへ見学に行こうか、あ



るいは宿泊も、どこのホテルに泊まるということも、すべて日本にいる間に予約からできますし、飛行場に着いたら、レンタカーを借りて、すぐ走れるということまでできますので、逆を考えたときに、多分外国からのお客様は多少不便を感じられるのではないかと思いますので、その辺、もう少し充実させるといいのではないかということが1点。

もう一つは、青い空、青い海、私もそのとおりでと思うんですけれども、例えば東京などは青い空に電線が見えるわけですね。基本計画ということであると、基本的に例えば電線を地下ケーブルにするなどのようなことで、これは「住んでよし、訪れてよしの国づくり」ということならば、住んでいる人も日常的に青い空を楽しむことができるようなことがこの際できないだろうかということをお願いしております。

3つ目、最後ですけれども、外国人を観光客として招くだけではなく、国際会議ということも先ほどの中に出ていましたけれども、回り道のようにいながら、国際会議のようなことでいらしていただきますと、相当遠くからでも観光客が見える。そして、会議に出席するだけでなく、必ず観光はしますので、波及効果が大きいだろうということと、その後リピーターになる可能性もあるということで、国際会議の振興ということも地道にやっていただけたらと思います。

もう一つだけ、これは実は事務局からも資料をちょうだいしたんですけれども、例えばALTというのは今、英語教育では話題になっていますけれども、あれは総務省、外務省、文部科学省の3者が共同で行っている事業なんですけれども、そこに国土交通省が加わって、ALTでこれから帰る人たちに対して、日本の観光をよろしくというお手紙も出されているようですけれども、そういった各省庁横断的な努力もこれから実を結ぶのではないかと考えております。

以上です。

【谷野分科会長】 いろいろお話しいただきまして、どうもありがとうございました。おまたせしました。中村（徹）委員どうぞ。

【中村（徹）委員】 私、今、この観光立国推進基本法のご説明のペーパーを見ながら、1963年につくったときのことを思い出していました。観光基本法、旧法の制定にかかわっておりましたものですから、そのときのことから考えて、各界の委員の皆様方が観光について非常に関心を持って、深いご意見をおっしゃっておられるのを聞いて、感慨を覚えて聞いていたわけであります。そのころは観光関係者だけがこのことをちょろちょろと話をしているということで、観光基本法をつくったこと自体、観光の問題というのはそう

いう観光関係者だけの問題じゃないんだ、国民みんなの問題なんだという問題提起をしようという意味合いで考え方を整理して、つくったような記憶があるわけでありまして。そういった意味で、年月の流れというんですか、そういうものを感じながら、観光というものがみんなのものになったんだということを改めて感じるわけで、それだけに、今非常に大事なときにあるなと思っております。

基本計画について私が感じましたことは、先ほどの国交省からのご説明で、基本計画というのは3つのポイントがあるんだと。1つは、国際観光の振興と申しますか、外国人の観光客をできるだけ増やしていくということ。もう一つは、日本人の海外観光旅行者を増やしていくというポイント。もう一つは、日本の国内を日本人たちが旅行する。これを質量ともに充実していくということ。前のほうも量、質の問題がありますけれども、そういう三角形の問題がこの基本計画の中に取り込まれなければならないということをおっしゃっているように聞こえたわけでありまして、それが大変大事なポイントなんだろうと思っております。

一体なぜ観光振興をしなきゃいけないのかということを考えていきますと、国際観光というのは、外国の人と日本人がお互いに交流し合う、市民レベルで交流し合う場を増やしていくということなんだろうと思うんです。それが日本が国際社会の中で生きていく上で最低必要なことだと。それは観光交流ということを通じて行うのが一番現実的であるし、また大事なことだと。だからこそ、海外から来る人も大事だし、海外に行くことも大事なんだと私は思うので、それぞれに対応する施策をこの基本計画の中にぜひ盛り込んでいただきたいと思っております。

それから、観光産業というのは、観光事業が行われる上で基本的な基盤でありますし、地域の振興のために観光が非常に大事だということであれば、日本のお客さんが国内を知るといって、これは非常に大事なことである。また、旅行する人にとって、その人たちの人生のある意味での目標になっているわけでありまして、特に高齢者層が増えれば、そういう意味合いはますます強くなっていく。そういった意味で、ここも忘れてはいけないポイントなんだろうと思うわけでありまして。

そういった全体を考えると、先ほど江頭委員がおっしゃったことは、私も賛成でございますし、一番大事なツーポイントだろうと思っておりますが、それを実現していく上で一番責任があるのは国土交通省じゃないかと思っております。それは観光部門だけじゃなくて、国土交通省全体がそういう責任を負っていると思うし、だからこそ国土交通大臣が観光立国担

当大臣に任命されているんだろうと思います。

そういう意味で、国土交通省の持っている責任をぜひ果たしていただくように、こういう基本計画の中で、各省と十分連携をとりながら、また組織の面でも今後、各省と十分連絡をとって、しかし国土交通省が責任を持ってこれからの観光政策をつくってほしい。その第一歩がこの推進基本計画じゃないかと思っておりますので、今、大変重要なポイントに立っているんじゃないかと思っております。

私は、先ほど申し上げましたように、この三角形の施策をこれからこの基本計画の中に盛り込んでいくというのが一番大事なポイントじゃないかと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

【谷野分科会長】 どうもありがとうございました。大変大事なポイントで、観光立国というと、確かにそうですね、インバウンドで外国からお客様を迎え入れるという話ばかりにどうしてもなりがちだけれども、今の三角形の話は非常に重要なポイントです。ありがとうございました。さすが国交省の大先輩、ありがとうございました。

ほかにどなたか。はい、中村（稔）委員どうぞ。

【中村（稔）委員】 J N T Oから来ました中村です。基本計画のタイムスパンなんですけれども、おそらく今決まっております国の政策というのはビジット・ジャパン・キャンペーンで、これは2010年まででありまして、おそらく、この基本計画の中にはポストV J Cを視野に入れてつくっていかねばいけないのではないかなと思っております。

先ほど江頭委員のほうから、推進体制を一本化すべきであるというご提案がございました。私どもJ N T Oも、我々を今、独立行政法人として制約しているといひますか、行動計画の基本となっている中期計画があるんですけれども、これが来年度、平成19年で終わります。平成20年からは次の中期計画を考えなきゃいけないという時期に来ておりまして、昨年末から社内でそういうワーキンググループをつくって、推進体制の強化も含めて、我々として今後5年ぐらいを念頭に置いたときに、どういう活動をすればいいのかというような検討を社内ですてしております。

大きいかたまりは大体できてきたものですから、それをもとに2月から国土交通省の幹部の方々とも、J N T Oとしてはこう思っているだけだけれども、どうだろうかという理解の共有化を進める打ち合わせも何回かやっております、ぜひとも、そういう中で、この基本計画の中にJ N T Oの活動が強化されるような内容が入ればなと思っております。この前も自民党の観光特別委員会でJ N T Oの活動を説明してくれと言われまして、15分

ぐらい時間をいただいて説明したんです。その中の質問で、愛知先生から質問があったのは、あなたのところ、予算はどうなっているのかというので、今の計画では年々減ってきますと言ったら、観光にこれだけ力を入れなきゃいけないのに、それでは困るのではないかなということをおっしゃいました。これは私が答える立場じゃないので、柴田総合観光政策審議官がすかさず、たしか強化しますというようなことご発言いただいたような気がするんですが、こういう基本計画の中で、これからの観光推進のあり方、海外での事務所のネットワークとかそういうことを含めて、ぜひとも基本計画の中でそういうサポートが得られればなと思っております。

以上です。

【谷野分科会長】 どうもありがとうございます。

それでは、大体、委員の皆さんからお話、ご意見を賜ったと思いますが、ところで、この基本計画の策定の中で工程表をつくるという話がありますね。具体的な年次目標、あるいは数値目標。イメージについて説明していただけませんか。今、いろいろご意見が出た中で、観光庁というご意見がありました。そのことも含め、これまで出たご意見の中で、お役所の側から何かご意見があればお話しください。

【門野観光政策課長】 まず工程表を明らかにするというくだり、資料の13ページを改めてお開きいただければと思います。基本計画の中に基本方針ですとか目標ですとか、あるいは具体的な個々の施策を書き込んでいく格好になりますが、一番下に「『工程表』を明らかにするとの観点から、施策毎に、具体的な目標年次を設定することも含めた内容としたい」とあえて書かせていただいております。これは法律上こういうことが具体的に実は書かれているわけではありませんが、私どもの思いといたしまして、せつかく基本計画をつくるわけですから、その計画の期間内において、目標はできる限り数値目標化したほうがわかりやすいだろうと思いますし、それに至るプロセスをできる限り明確にしたいなという思いを実は書き込んだものであります。

ただ、当然のことながら、何でもかんでも数値、定量化できるという性質のものではなからうかと思っております。省庁間でも、各省ときちっと折衝しなくてはなりませんので、できること、できないことはあろうかとは思いますが、なるべく世にわかりやすく、具体的にアピール度を高く訴えていく上でも、こういう思いで基本計画づくりに取組んでまいりたいということを申し述べているつもりでございます。

それから、先生方からいろいろな広範囲なご意見を賜っておりまして、一つ一つはこの

場でご説明するのも何なんです、幾つか気がついた点について申し述べてまいりたいと思います。

冒頭、江頭委員からV J C実施本部とJ N T Oの一元化のご要請がございまして、従前よりこういったたぐいのご指摘をちょうだいしているところでございます。ただ、一方で、J N T Oの理事長からもお話がございましたとおり、J N T Oは独立行政法人という主体で、いろいろな法律上、全体の制約が課せられている中でもございますので、そういうものと、民間のご支援を賜っているV J C実施本部のあり様をどう整合あるものにしていけるのか、直ちに一元化できるかどうかという視点は別でございまして、これらの関係をどう整理していくかというのは、私どもも十二分に問題意識として持ち合わせているところでございます。

それから、観光庁の議論は、当然のことながら行政改革という大前提がある中での議論でありますので、一朝一夕にいくかどうかは別でございまして、私ども観光セクションに身を置く人間の一人として、こういったご要請を周囲からいただけるということはむしろありがたいことだと考えております。そういう意味では、省庁間の横の連携を一層総合強化をしていかなくちゃいけないという思いとあわせて、組織論について、全体の事情の中ではございまして、どういう可能性があるのか、引き続き予算要求もやっておりますので、そういうタイミングでしっかりと受けとめて検討をしてみたいと考えております。

それ以外は、たくさんの貴重なご意見をちょうだいしておりまして、逐一ご指摘はごもつともなことばかりでございまして、今後、冒頭の説明でも申し上げましたけれども、地方公共団体ですとか関係の業界の皆様方からも広範囲にご意見を寄せていただくことになっておりまして、今いただきました大所高所の視点をいかにブレイクダウンした形で盛り込んでいけるかということに知恵を絞ってまいりたいと考えております。

取り急ぎそれだけコメントさせていただきます。

**【谷野分科会長】** もう1点、国交省のご努力で今、来日の観光客数が700万人まで来て、いずれ1,000万人へと。これについては、敬意を表しますけれども、他方、外国から来られた人たちが、今の日本の受け入れの状況を含めて、どういう不満を持って帰ったか、こういうところをもう少し直してくればもう1回是非来たいという、そういう調査はされていますか。

**【中村（稔）委員】** J N T Oのほうで、飛行場で顧客満足度調査というのをやっております。その中で、来る前にこう思っていたのが、帰るときにはどう思ったとかいうよう

な……。

【谷野分科会長】 ちょっと具体的に幾つかの事例をご紹介しますか。

【中村（稔）委員】 一番満足度が向上したというか、高い評点を得ているものは、すごく日本の人たちは親切だったというのが、来る前よりもはるかに帰るときのほうがそう印象づけられているというのがあります。

あと、あまり印象がよくなかったのは、言葉が思ったより通じなかったということです。それから、個人で来られている方は、表示がわかりにくい。東京なんかは大分違うと思うんですけども、地方へ行った場合、なかなか一人で歩けなかったということとか、そういう1冊の本が私どもから毎年1回出ています。

【谷野分科会長】 そうですか。ありがとうございます。

4時半までまだちょっと時間がございますので、最後に私から私なりのいつも思っている気づきの点を何点か。先ほど来、お話がるる出ていますように、観光立国というのは国交省を中心に、しかし、国交省を超える、大げさに言えばオールジャパンでの取組みこそが必要ということだと思います。お役所では、どこかこれを束ねるところがあればいいというお話がございました。それはそれとして、しかし、これには地方自治体も積極的に関与していただかなければならないし、今の言葉が通じないというお話、そうなれば教育の問題。他方、親切、これはもう国民レベルの話です。そういう意味において、ほんとうにオールジャパンでの取組みこそが必要だと改めて思いました。

あと、具体的に文化力というお話がありました。発信力ですね、日本のいいところを発信する。これが確かに十分じゃないと思うんです。今、これも政府の中でもようやく取組みが始まっているようですけども、例えば韓国、中国など外国へ積極的にテレビなどを通じ発信しています。韓国などもアラビア語等まで使ってで韓国のことをテレビで外国にどんどん発信しているわけです。そこでNHKのことがいつも議論になるわけです。先ほど平林委員のおっしゃったCNNも結構ですけども、外国にいて感ずることは、アジアからのアジアらしい発信がない。そこで、やっぱりCNNを見ちゃう。そうすると、これはきょうの議題に関係ないけれども、例えば津波のときに自衛隊があれだけ活躍したというのはCNNのニュースなんかじゃ絶対出てこない。だから日本からもっと発信していかなければいけない。その中に日本の文化についての発信ということもあるんだろうと思います。

それから、査証の話は、確かに積年の課題なんですけれども、平林委員の言われたボラ

ンティアというご提案は、役所の権限も絡んでなかなか容易じゃないと思いますけれども、確かに、この問題はぜひ何とかしないと……。私は今、早稲田の大学院で講座を持っているんですが、そのうち中国の学生が2人ばかり、今、中国はお正月ですね、パパとママをこの機会に是非、日本に呼びたいとって楽しみに待っていた。ところがビザがおりない。先生何とかならないかと。そんなことを今ごろ言われても・・・何で君たち、もっと早く言ってくれば、力になれたかもしれないと言ったんです。恐らく申請の書類がうずたかく積んであって、滞っているだけなんだと思います。それから、さっき申し上げたように、せっかく大使館でビザをもらってきても、今度は成田のデスクで対応がしどろもどろしたりすると、入国が拒否されるケースがあるということも聞きます。勿論、しっかりした理由があればそれはしようがないんですけども、このビザの問題は在外でも、日本でも担当官によって差配ぶりが随分違うという話はよく聞く。

それから、私は外国を多く知っているわけじゃないんですけども、例えばニューヨークなんかへ行っても、パリでも、まちのストリートの表示がしっかりしている。日本にはそれがほとんど無いんです。ですから、日本の銀座でさえ、すずらん通りとか何とか通りとかいうのがたまに表示してあるだけで、外国人は迷っていますね。サイパンでは、閣議決定で、1,000いくつかのストリートの名前をきちっとつけることになっているんだそうです。日本の街はそういうのにはなじまないのかもしれないけれども、まちづくりが違いますから。だけど、表示をもう少ししっかりしないといけないと思う。それから、新幹線のプラットホームに行くと、外国人が漢字だけを書いた切符を見ながら迷っていますね。また、新幹線についてよく聞かれる意見は、大きなリュックサックを背負ってくる外国の青年たち、その荷物を置く場所がないんです。成田エクスプレスはあるけれども、新幹線は荷物の置き場所がない。これからああいう大きなリュックサックを背負って乗り込んでくるヨーロッパ等の若者は多いでしょうから、何か1座席、2座席あけて、そういう場所をつくったらいいんじゃないかなと思ったりしております。

先ほど、中村（徹）委員が昔の話をされましたけれども、国土交通省を中心としたお取組みでよくここまで来たと思います。しかし、まだまだやることはある。そこでここに書いてある工程表こそが大事で、工程表、数値目標といったものを定めてやっていくことがほんとうに必要なだと私は思います。

それから、青年交流のお話がありましたけれども、安倍総理がこの間東南アジアに行かれて、東アジアから毎年6,000人の青年を短期、中期、長期、5年間にわたって受け入

れるということを発表されてました。今、これは外務省の予算ですから、こちらに資料として載っていないのかもしれませんが、そういう計画がございます。

いずれにいたしましても、いろいろなご意見を賜りましたので、ぜひ来るべき基本計画案に反映させていただいて、次回の観光分科会にお示しいただければとお願いいたします。

何かございますか。ございませんでしたら、議題は3つあると申し上げましたけれども、最後の「その他」ということで、何かこの機会にということがございますれば……。

ございませんですか。

それでは、ありがとうございます。皆様のご意見も出尽くしたように思いますので、これをもって会を閉じたいと思います。今後ぜひ、いろいろな計画の立案に当たられる過程で今日出たいろいろなご意見を反映させていただきたいと思います。

それから、これは毎回のことでございますけれども、この分科会の運営規則第7条及び第8条によりまして、議事録を作成して、速やかにこれを公表するという事になっております。この点については、私にご一任いただくということをいつも申し上げるんですけども、その前に事務局からご発言の記録をお送りすると思いますので、存分に手を入れていただいて、その上で成案を得たいと思います。

事務局から何かございますか。特にありませんですか。

それでは、次回の観光立国推進基本計画、5月中旬から下旬をめどに、この観光分科会を開かせていただいて、引き続きご審議を賜りたいと存じます。次の開催の日取りにつきましては、後ほど調整の上、ご連絡させていただきたいと思います。

なお、私のことですけれども、ちょうどこれで、国交省の方からいただいた任期が終わりますので、今回が分科会長としての仕事は最後となります。これまでいろいろお世話になりました。ありがとうございます。今日お役所から伺いましたら、今年の前半まで本観光分科会の臨時委員をやれということのようでございますから、引き続き、そういう形でできるだけ参加させていただきたいと思います。いろいろお世話になりました。ありがとうございました。

それでは、これもちまして会を閉じたいと思います。雨の中ありがとうございます。

— 了 —